

第 1 回

北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議

日時 平成 27 年 7 月 28 日（火） 午後 3 時 30 分から
場所 市役所本庁舎 2 階会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱書の交付
- 3 市長あいさつ
- 4 推進会議委員・事務局紹介
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 会長あいさつ
- 7 議 事
 - (1) 推進会議の運営について
 - (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて
 - (3) まち・ひと・しごと創生総合戦略（重点戦略）について
 - (4) 次回推進会議の日程
 - (5) その他
- 8 閉 会

4 推進会議委員・事務局紹介

(1) 北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員

| 氏 名 | 分 野 | 所 属 団 体 等 |
|-----------|---------|-----------------------------|
| 麻 生 昌 裕 | 市 民 | 北広島市自治連合会会長 |
| 井 出 真 也 | 金融機関 | (株)北海道銀行北広島支店長 |
| 小 野 麗 子 | 市 民 | 公 募 |
| 笠 井 孝 一 | メディア | 北海道新聞社広告局営業第1部部長 |
| 宍 戸 圭 子 | 市 民 | 公 募 |
| 鈴 木 宏 一 郎 | 産 業 界 | (株)北海道宝島旅行社代表取締役社長 |
| 田 辺 きよみ | 行政機関 | 北海道石狩振興局 地域政策部戦略策定支援担当部長 |
| 丹 野 司 | 産 業 界 | 北広島市工業振興会会長 |
| 藤 山 康 雄 | 産 業 界 | 北広島商工会会長 |
| 深 村 真 人 | 学 識 | 北広島法律事務所 |
| 富士原 孝 浩 | 労働団体 | 連合北海道北広島地区連合会長 |
| 古 澤 将 | 金融機関 | 北洋銀行北広島中央支店長 |
| 宮 岡 則 昭 | 行政機関 | 札幌東公共職業安定所長 |
| 山 本 一 彦 | 学識・教育機関 | 道都大学学長 |
| 山 口 隆 弘 | 金融機関 | 札幌信用金庫北広島支店長 |

※50音順

(2) 推進会議事務局

| 所 属 | 役 職 | 氏 名 |
|--|-----|---------|
| 企画財政部 | 部 長 | 中 屋 直 |
| 企画財政部 政策推進室 | 室 長 | 川 村 裕 樹 |
| | 主 査 | 橋 本 征 紀 |
| | 主 任 | 山 田 真 耶 |
| | 主 事 | 安 井 勝 徳 |
| <連絡先> 北広島市 企画財政部 政策推進室 企画課 〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1 T E L 011-372-3311 (内線 771) F A X 011-372-3850 E-mail kikaku@city.kitahiroshima.hokkaido.jp | | |

5 会長及び副会長の選出

(1) 会長及び副会長の選出について

会 長 _____

副会長 _____

6 会長あいさつ

7 議 事

(1) 推進会議の運営について

北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の運営に関する確認事項(案)

1 会議のルール

- ① 時間を厳守し、迅速な進行を心がけます。欠席又は遅参する場合は、事前に事務局に連絡します。
- ② 個々の意見を尊重し合い、異なる意見にも十分、耳を傾けます。
- ③ 特定の個人や団体を誹謗及び中傷する発言は厳禁とします。
- ④ 発言は要点を整理し、簡潔に行うようにします。
- ⑤ 会議の進行役は、発言が偏らないよう公平に意見を求める運営に配慮するとともに、少数意見についても発言の機会を保障します。
- ⑥ 合意形成を目指して、議論を尽くすよう努力します。

2 会議の公開等

- ① 原則として、会議は公開とします。(市の情報公開条例第 20 条)ただし、個人情報などが内容になる場合などは非公開とします。
- ② 傍聴は自由とします。ただし、会議の秩序を乱す行為や会議の妨害となるような行為をした場合は退場を求めます。
- ③ 委員の氏名、選考の区分及び任期を市のホームページなどで公表します。(市民参加条例第 9 条第 4 項)
- ④ 会議開催の日時及び場所、傍聴手続を事前に市のホームページなどで公表します。(市民参加条例第 9 条第 5 項)ただし、緊急に会議を開催する場合は除きます。
- ⑤ 会議録は、議事及び発言の要旨等を文書として記録し公開します。(市民参加条例第 9 条第 7 項)公開にあたっては、個人情報の保護に十分配慮し、発言者名については匿名とします。

3 意見集約の方法

- ① 少数意見も尊重します。
- ② 一度出た結論については、原則として再度議題とはしないものとします。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、推進会議に諮った上で再度議論することとします。

4 改正等

この確認事項は、推進会議で協議の上、変更又は追加できるものとします。

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて〈事前配布資料〉

(3) まち・ひと・しごと創生総合戦略（重点戦略）について〈別紙1〉

(4) 次回推進会議の日程

- ・開催日時 平成27年 月 日（ ） 時から
- ・開催場所

(5) その他

8 閉 会

北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置条例

(設置)

第1条 本市における人口の減少を克服し、将来にわたる活力ある社会の維持及び地方創生の実現を図るため、北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(次号において「総合戦略」という。)の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の進行管理に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募に応募した者(市内に住所を有する者に限る。)
- (3) 商工業、金融、労働及び教育に関する団体その他の関係団体の代表者又はその推薦を受けた者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、推進会議の会議の議長となる。

3 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 推進会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。